

秦の改時改月説と漢書に見えたる五星聚井

東方文化學院京都研究所研究員 能田忠亮

秦の始皇帝が、其の二十六年に始めて天下を統一して、夏曆の冬十月（建亥の月）を以て歳首としたといふこと、及び、漢の高祖が覇上に至つたのが同じ十月であつた爲め、漢は秦の正朔を其の儘踏襲して革めず、武帝の太初元年（104 B.C.）に至つて漸く夏曆の建寅の月を以て歳首と爲し、之を春正月と稱したものであるといふことは、共に歴史的事實として知られて居る。然らば、當時一般に信ぜられて居つた三正論を引伸して、秦及び漢初に於ては、夏曆の冬十月を春正月と呼んだであらうかとの疑問は當然起り得る筈である。

其の疑問が、乃ちやがて秦の改時改月説となつたもので、其の云ふ所は“秦及び漢書に於ては、四時は夏曆の冬が春といふ様に一季違ひのもの、即ち月名から言ふと夏曆と三ヶ月違ひのものを採用して居た、而して史記及び漢書に於ける秦及び漢初の時月が夏曆となつて居るのは、夏時を以て史官のものが追改を加へたのである”といふに在るのである。此くの如き説は、後漢末か魏にかけての文穎に始まり、唐の顔師古、北宋の劉攽、清の秦蕙田・金榜などが之を受けて居る。

一方漢書高帝紀に「元年。冬。十月。五星聚于東井。」と見えて居り、此の五星聚井なる現象を、北魏の崔浩、北宋の劉攽が、漢元年冬十月の前三月、即ち其の前年の七月、或は秦の十月に起つたものと解したるが爲め、此の記事は爾來、秦の改時改月にとつて唯一の天文學的論據となるに至つたものであつて、清初の顧炎武・毛奇齡・顧棟高などは之に従つて居るのである。然るに此の五星聚井の現象は漢元年立秋七月節（206 B.C., 12.63 Aug. in Julian Calendar）に起つたもので、改時改月説の論據とは成り難い。因に、此の時に於ける太陽及び五星の位置は

	α	δ	Constellation	28-hsiu
Sun	137.89	+ 16.56	Leo	張
Mercury	119.40	+ 21.39	Leo	星
Venus	119.67	+ 21.78	Leo	星
Mars	4.70	- 2.80	Pisces	婁
Jupiter	77.45	+ 23.00	Gemini	(東)井
Saturn	87.16	+ 23.22	Cancer	(東)井

の如きものである。今日の智識を以て考ふるならば、此くの如き五星の位置を以て五星聚井とは到底言ひ難い。其れにしても此の時に於ては五星が共に太陽の西側に在つて其の日の暁の東天に五星を同時に觀るを得る。但火星のみが南天を過ぎて西寄りになつて居るだけである。而も當時の天文星占記事及び歴史的記事に依れば、之をしも五星聚井と言つたものであることが解る。而して漢書高帝紀の元年冬十月下に此の記事のあることに關しては、清の周壽昌が言ふ如く、五星聚井の現象は漢にとつては瑞祥なので、班固が漢史を修めた時、之を元年冬十月の下に書いたと見るのが妥當かと思はれる。

斯くて改時改月説の證據は、三正論を引伸して考ふる以外に、明確な證據と見るべきものは無く、僅かに、太史公司馬遷が史記を作つた時、夏時を以て追改したものならんと想像するに止まるのであるが、其の證據すらもない。乃ち非改時改月説の起る所以である。

其の基く所は些か異ると雖も、北宋の胡安國以來幾多の非改時改月者あり、就中、清の王引之は其の第一人者である。即ち彼は、秦の非改時改月の證十七ヶ條を擧げて居る。勿論追改説が成り立つものとすれば、王引之の説は何等價值無きに似たれども、彼は、漢初に於ける春正月は正に建寅の月にして、建亥の月(冬十月)に非ざる確證を、淮南子天文訓に見出して居る。思ふに、改時改月説の如くんば、夏曆の春は、秦の夏といふ様に四時の名稱が一季づつ喰ひ違ふの不合理を來すことになるので、追改説は容易に信じられない。更に、王引之の十七ヶ條の外に、漢初には五十有餘の晦朔記事があり、其の記事の性質上、到底、此等が後から時月の追改を受けたものとは考へ難いので、秦及び漢初に於ける時月は、矢張り、元來夏曆に依つて居たものであり、唯歲首が冬十月であつたと見るのが、最も穩當な考へ方である。尙、詳細は東方學報京都第五冊に就いて見られん事を望む。